

カードローン・カード規定

1. (カード発行)

カードローン・カード（以下「カード」という。）は、カードローン契約書（当座貸越契約書）に基づいて、当組合が発行するものとします。

2. (カード利用)

カードローン・カードは次の場合に利用することができます。ただし、法人のカードでのご利用については、当組合のATMのみに限ります。

- ①当組合および当組合がオンライン現金自動入出金機の共同利用による現金預入業務・現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）のATMを使用して貸越金の支払いを受ける（以下、貸越金の支払いを受けることを単に「払戻」という。）場合または貸越金の返済をする（以下、貸越金の返済を単に「入金」という。）場合
- ②当組合ATMを使用して振込資金を振替により払戻、振込を依頼する場合
- ③当組合のATMを使用して暗証番号を変更する場合
- ④その他当組合所定の取引をする場合

(2) カードは、当組合および提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

3. (ATMによる入金)

- (1) ATMを使用して入金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作して下さい。
- (2) ATMによる入金は、ATMの機種により当組合もしくは提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は当組合もしくは提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 入金が当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額は返済用口座へ自動入金となります。

4. (ATMによる払戻)

- (1) ATMを使用して払戻する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻は、ATMの機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。尚、1日あたりの払戻限度額は当組合が定めた範囲内（当組合へ書面の方法により申出を受け、当組合が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができる。）とします。
- (3) 当組合または提携先のATMにより払戻する場合、払戻金額と第6条第1項の手数料金額との合計額が、払戻することのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは払戻しすることはできません。

5. (ATMによる振込)

- (1) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻、振込依頼する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力して下さい。この場合における払戻については、払戻請求書の提出はありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。尚、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの振込について当組合が本人から書面の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) ATMを使用して振込資金を振替により払戻、振込の依頼をする場合に、振込手数料金額と第6条第1項に規定するATM利用手数料との合計額が、払戻することのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その振込はできません

6. (ATM利用手数料)

- (1) ATMを使用して払戻する場合または入金する場合には、当組合または提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」という。）が必要になります。
- (2) ATM利用手数料は、払戻時に払戻請求書なしで貸越金元金に組み入れることにより、自動的に引落します。尚、提携先のATM利用手数料は、当組合から提携先に支払います。

7. (振込手数料)

- (1) A T Mを使用して振込を依頼する場合には、当組合または提携先所定の振込手数料が必要になります。なお、提携先の振込手数料は、当組合から提携先に支払います。
- (2) 振込手数料は、振込資金の払戻時に払戻請求書なしで貸越金元金に組み入れることにより自動的に引落します。

8. (A T M故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりA T Mによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより入金することができます。尚、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による入金をする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従って下さい。
- (3) 停電、故障等によりA T Mによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合がA T M故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより払戻することができます。尚、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による払戻をする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額その他必要事項を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従って下さい。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入と、ご本人確認の為、身分証の提示を求めることがあります。
- (5) 停電、故障等により、A T Mによる振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。尚、振込提携先の窓口では、この取扱いはできません。

9. (カード・暗証番号の管理)

- (1) 当組合は、A T Mの操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ取扱いを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管して下さい。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理して下さい。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当組合に通知して下さい。この通知を受けたときには、直ちにカードによる払戻停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出して下さい。

10. (偽造カード等による払戻等)

偽造または変造カードによる払戻については、本人の故意による場合または当該払戻について当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力は生じないものとします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正に使用され生じた払戻については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は、当組合に対して当該払戻にかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてから速やかに、当組合への通知が行われていること。
 - ②当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻が本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（但し、当組合に通知することのできないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前の日以降になされた払戻にかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。但し、当該払戻が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻が最初に行われた日。）

から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

①当該払戻が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

- A. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
- B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
- C. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

1 2. (払戻、ご入金の詳細)

カードローンによる払戻またはご入金いただいた金額の詳細は、当組合が定めた期間毎に送付しますが、その他に必要な際は当組合窓口へお申し付け下さい。

1 3. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出て下さい。

1 4. (カードの再発行)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

1 5. (ATMへの誤入力等)

(1) ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。尚、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当組合所定の入金票または払戻請求書への金額等のご記入により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

1 6. (カードの有効期限)

(1) カードの有効期限は、カードローン契約書の定める取引期限とします。

(2) カードローン契約書に定める当組合との約定により取引期限が延長された場合には、有効期限を自動的に延長します。

(3) カードローン契約書に定める当組合との約定により、当座貸越取引が終了した場合には、使用中のカードは有効期限のいかんにかかわらず無効とします。

1 7. (解約、カード利用停止)

(1) カードローン取引を解約する場合（当組合からの申出により解約する場合および当座勘定で、手形交換所の取引停止処分等による解約を含みます。）またはカード利用を取りやめる場合には、そのカードを当店にご返却下さい。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにカードをご返却下さい。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第18条に定める規定に違反した場合。

②預金口座に関し、最終の入金または払戻から当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合。

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合。

1 8. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 9. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、各種カードローン契約書（当座貸越契約書）、流動性預金共通

規定、普通預金規定、キャッシュカード規定および振込規定等により取扱いします。但し、振込提携先のATMを使用した場合には、当組合振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取扱いします。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上